

令和元年度

統一的な基準による財務書類

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

令和3年3月

目次

I	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類の公表について	1
1	地方公会計制度の導入経緯.....	1
2	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の取り組み.....	2
3	統一的な基準の特徴.....	2
4	作成の基準日.....	3
5	作成の対象とする範囲.....	3
6	財務書類間の相互関係図.....	4
II	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類について	6
1	貸借対照表.....	6
	① 令和元年度貸借対照表.....	6
2	行政コスト計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）.....	9
	① 令和元年度行政コスト計算書.....	9
3	純資産変動計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）.....	11
	① 令和元年度純資産変動計算書.....	11
4	資金収支計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）.....	13
	① 令和元年度資金収支計算書.....	13

I 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の導入経緯

地方公共団体の予算・決算における会計制度（官庁会計）は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことにより、適正で確実な予算執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

しかし、この単式簿記による現金主義会計では、財務書類上のストック情報（資産・負債）やコスト情報（減価償却費、退職手当引当金等）が一覧的に把握できないため、それらを補完するものとして複式簿記による発生主義会計を導入し、より透明性を高めながら財政の効率化や適正化を図ることが求められています。

国は、平成18年6月に地方公共団体における資産・債務管理改革の推進などを規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（法律第47号）」を制定し、さらに、同年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定するなど、地方公共団体に対する公会計改革として、国の作成基準に準拠した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成を要請しました。

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）は、この法律や指針に基づき、段階的に財務書類の整備をすすめてまいりましたが、平成27年1月、総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、すべての地方公共団体が、この統一的な基準に基づく財務書類を作成することが求められました。

当組合はこうした背景を踏まえ、国が示す統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。

2 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の取り組み

当組合では、総務省が示す統一的な基準に基づき、平成27年度から固定資産台帳を整備し、平成28年度から決算データに基づく期末一括仕訳の財務書類を作成しています。

この財務書類は、当組合の現金取引や資産・負債などのストック情報、及び減価償却費・退職手当引当金などのコスト情報を表しており、組合の財務状況を計るうえで有効な方途の一つと考えております。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。

① 複式簿記・発生主義の導入

会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。

② 固定資産台帳の整備

「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。

③ 比較可能性の確保

各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」が期待されること。

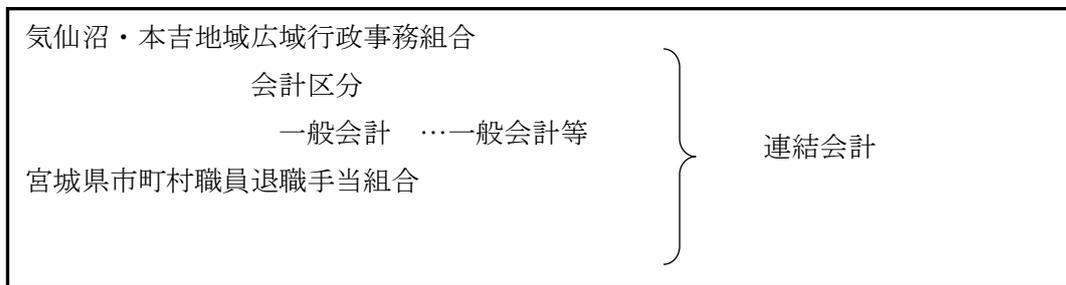
4 作成の基準日

財務書類の作成基準日は、各会計年度末（3月31日）となります。

令和元年度決算に係る財務書類は、平成31年4月1日から令和2年3月31日（基準日）が会計年度となります。

なお、地方公共団体の会計年度に係る出納整理期間（翌年4月1日から5月31日まで）の収支は、基準日までに終了とみなして計上されます。

5 作成の対象とする範囲



6 財務書類間の相互関係図

貸借対照表		単位:千円	
資産の部	一般会計等	負債の部	一般会計等
1.固定資産	5,708,795	1.固定負債	1,159,042
(1)事業用資産	4,508,273	(1)地方債	179,902
(2)インフラ資産	-	(2)長期未払金	-
(3)物品	273,642	(3)退職手当引当金	979,140
(4)無形固定資産	-	(4)損失補償等引当金	-
(5)投資及び出資金	-	(5)その他	-
(6)投資損失引当金	-	2.流動負債	155,534
(7)長期延滞債権	-	(1)1年以内償還予定地方債	64,427
(8)長期貸付金	-	(2)未払金	-
(9)基金	926,880	(3)未払費用	-
(10)その他	-	(4)前受金	-
(11)徴収不能引当金	-	(5)前受収益	-
2.流動資産	48,414	(6)賞与等引当金	90,963
(1)現金預金	16,382	(7)預り金	144
(2)未収金	-	(8)その他	-
(3)短期貸付金	-	負債合計	1,314,576
(4)基金	32,032	純資産の部	
(5)棚卸資産	-	(1)固定資産等形成分	5,053,789
(6)その他	-	(2)剰余分(不足分)	△ 611,156
(7)徴収不能引当金	-	純資産合計	4,442,633
資産合計	5,757,209	負債及び純資産合計	5,757,209

行政コスト計算書		単位:千円	
	一般会計等		
経常費用	2,165,470		
1.業務費用	2,064,357		
(1)人件費	1,564,372		
(2)物件費等	495,837		
(3)その他の業務費用	4,148		
2.移転費用	101,113		
経常収益	19,928		
1.使用料及び手数料	4,816		
2.その他	15,112		
純経常行政コスト	2,145,542		
臨時損失	-		
臨時収益	100,599		
純行政コスト	2,044,962		

純資産変動計算書		単位:千円	
	一般会計等		
前年度末純資産残高	4,349,065		
純行政コスト	△ 2,044,962		
財源	2,138,530		
(1)税収等	1,960,554		
(2)国庫等補助金	177,976		
本年度差額	93,568		
資産評価差額	-		
無償所管換等	-		
他団体出資等分の増加	-		
他団体出資等分の減少	-		
その他	-		
本年度純資産変動額	93,568		
本年度純資産残高	4,442,633		

資金収支計算書		単位:千円	
	一般会計等		
業務活動収支	234,380		
1.業務支出	1,746,399		
2.業務収入	1,980,779		
3.臨時支出	-		
4.臨時収入	-		
投資活動収支	△ 188,007		
1.投資活動支出	395,308		
2.投資活動収入	207,301		
財務活動収支	△ 61,150		
1.財務活動支出	87,750		
2.財務活動収入	26,600		
本年度資金収支額	△ 14,777		
前年度末資金残高	31,015		
本年度末資金残高	16,238		

前年度末歳計外現金残高	143
本年度歳計外現金増減額	1
本年度末歳計外現金残高	144
本年度末現金預金残高	16,382

- ① 貸借対照表の資産の部、「現金預金」は、資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」と一致します。
- ② 行政コスト計算書の「純行政コスト」と、純資産変動計算書の「純行政コスト」は一致します。
(純行政コストは純資産の減少要因となるため、純資産変動計算書上はマイナス表記となります)。
- ③ 貸借対照表の純資産の部の「純資産合計」は、純資産変動計算書の「本年度純資産残高」と一致します。

Ⅱ 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類について

1 貸借対照表

地方公共団体の決算書は、「一年間でどのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか?」といった単年度の収支状況を表していますが、「現在、どのような資産(価値)や負債があるのか?」という情報は表示されていません。

この「貸借対照表」は、当組合が基準日現在に有する資産や負債を表しています。

左側の「資産」は、保有する資産の科目や金額を表しています。

右側の「負債」・「純資産」は、左側の「資産」を形成するためにどのような財源で賄われてきたのかを表しています。

「負債」は、将来に向けて負担すべき債務となることから、将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で「純資産」は、将来へ向けて負担義務のない資産となり、先人や現役世代、または国や県が負担した財産となります。

① 令和元年度貸借対照表

貸借対照表		単位:千円	
資産の部	一般会計等	負債の部	一般会計等
1.固定資産	5,708,795	1.固定負債	1,159,042
(1)事業用資産	4,508,273	(1)地方債	179,902
(2)インフラ資産	-	(2)長期未払金	-
(3)物品	273,642	(3)退職手当引当金	979,140
(4)無形固定資産	-	(4)損失補償等引当金	-
(5)投資及び出資金	-	(5)その他	-
(6)投資損失引当金	-	2.流動負債	155,534
(7)長期延滞債権	-	(1)1年以内償還予定地方債	64,427
(8)長期貸付金	-	(2)未払金	-
(9)基金	926,880	(3)未払費用	-
(10)その他	-	(4)前受金	-
(11)徴収不能引当金	-	(5)前受収益	-
2.流動資産	48,414	(6)賞与等引当金	90,963
(1)現金預金	16,382	(7)預り金	144
(2)未収金	-	(8)その他	-
(3)短期貸付金	-		
(4)基金	32,032	負債合計	1,314,576
(5)棚卸資産	-	純資産の部	
(6)その他	-	(1)固定資産等形成分	5,053,789
(7)徴収不能引当金	-	(2)余剰分(不足分)	△ 611,156
資産合計	5,757,209	純資産合計	4,442,633
		負債及び純資産合計	5,757,209

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に誤差が生じます。

～用語解説～

固定資産

- 事業用資産……………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
(例：庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校など)
- インフラ資産……………社会基盤となる資産
(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)
- 物品……………車輛、物品、美術品など
- 無形固定資産……………ソフトウェアなど
- 投資及び出資金……………有価証券、出資金、出捐金など
- 投資損失引当金……………連結団体に対する出資にかかる実質価額が著しく低下した場合に計上
- 長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分
- 長期貸付金……………自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)
- 基金……………流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの(固定資産分)

流動資産

- 現金預金……………手許現金や普通預金など
- 未収金……………税金や使用料などの未収金
- 短期貸付金……………貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金……………財政調整基金、減債基金
- 棚卸資産……………売却目的保有資産
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの(流動資産分)

固定負債

- 地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- 長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- 退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)
- 損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。
- その他……………上記以外の固定負債

流動負債

- 1年内償還予定地方債・・・地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの
未払金・・・・・・・・・・基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が
確定し、または合理的に見積もることができるもの
- 未払費用・・・・・・・・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準
日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払
を終えていないもの
- 前受金・・・・・・・・・・基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する
義務の履行を行っていないもの
- 前受収益・・・・・・・・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点
において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
- 賞与等引当金・・・・・・・・・・基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福
利費
- 預り金・・・・・・・・・・基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他・・・・・・・・・・上記以外の流動負債

2 行政コスト計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

「行政コスト計算書」は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営のためにかかったコスト（費用）のうち、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表しています。

（物件費などの現金支出をともなうコストや、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出をともなわないコストを含んでいます。）

また、その行政サービスを提供するうえで、直接的な対価となる「使用料及び手数料」といった受益者負担が、どの程度の金額であったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である「純経常行政コスト」は、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄われたコストを表しています。

こうしたコストを把握することは、組合の行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられています。

① 令和元年度行政コスト計算書

行政コスト計算書	単位：千円
	一般会計等
経常費用	2,165,470
1.業務費用	2,064,357
(1)人件費	1,564,372
(2)物件費等	495,837
(3)その他の業務費用	4,148
2.移転費用	101,113
経常収益	19,928
1.使用料及び手数料	4,816
2.その他	15,112
純経常行政コスト	2,145,542
臨時損失	-
臨時収益	100,580
純行政コスト	2,044,962

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に誤差が生じます。

～用語解説～

経常費用

業務費用

- 人件費……………職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- 物件費等……………職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など
- その他の業務費用………支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付
- 移転費用……………住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

経常収益

- 使用料及び手数料………財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- その他……………過料、預金利子など

臨時損失及び臨時利益

- 臨時損失……………資産除売却損など
- 臨時利益……………資産売却益など

3 純資産変動計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

純資産変動計算書は、「貸借対照表の純資産が一年間でどのような要因で増減したのか？」を表したもので、「本年度末純資産残高」が貸借対照表の「純資産合計」と一致します。

この計算書では、行政コスト計算書に計上されていない構成市町負担金や国・県補助金等が本表における財源として計上されています。

また、「純行政コスト」が、行政コスト計算書の「純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益）」を賄うものとして金額が一致します。

（純資産変動計算書のうえではマイナス要因となっています。）

① 令和元年度純資産変動計算書

純資産変動計算書		単位:千円
		一般会計等
前年度末純資産残高		4,349,065
純行政コスト		△ 2,044,962
財源		2,138,530
(1) 税込等		1,960,554
(2) 国庫等補助金		177,976
本年度差額		93,568
資産評価差額		－
無償所管換等		－
他団体出資等分の増加		－
他団体出資等分の減少		－
その他		－
本年度純資産変動額		93,568
本年度純資産残高		4,442,633

※純行政コストは純資産の減少要因の為、純資産変動計算書ではマイナス表記となります。

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に誤差が生じます。

～用語解説～

前年度末純資産残高……………前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致）

財源

 税収等……………地方税、地方交付税、地方譲与税など

 国県等補助金……………国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……………有価証券等の評価差額

無償所管換等……………無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……………上記以外の純資産の変動（調査判明の資産など）

4 資金収支計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

資金収支計算書は、一年間の資金の増減を3区分に分類し、どのような活動に資金が必要であったかを表しており、「本年度末現金預金残高」は、貸借対照表の「現金預金」と一致します。

この3区分のうち、「業務活動収支」は通常の行政サービスに関する収支を、「投資活動収支」は資産形成に関する収支を、「財務活動収支」は地方債等の借入れや償還に関する収支を、各々計上しています。

① 令和元年度資金収支計算書

資金収支計算書		単位：千円
		一般会計等
業務活動収支		234,380
1.業務支出		1,746,399
2.業務収入		1,980,779
3.臨時支出		-
4.臨時収入		-
投資活動収支		△ 188,007
1.投資活動支出		395,308
2.投資活動収入		207,301
財務活動収支		△ 61,150
1.財務活動支出		87,750
2.財務活動収入		26,600
本年度資金収支額		△ 14,777
前年度末資金残高		31,015
本年度末資金残高		16,238

前年度末歳計外現金残高	143
本年度歳計外現金増減額	1
本年度末歳計外現金残高	144
本年度末現金預金残高	16,382

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に誤差が生じます。